

道 路 位 置 指 定 の 手 引 き

目 次

1 建築基準法による道路の定義 · · · · · · · · · · · · ·	道- 2
2 道路位置指定とは · · · · · · · · · · · · · · · · ·	道- 2
3 指定の基準 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	道- 3
4 指定申請書類の記入要領 · · · · · · · · · · ·	道-15
5 道路位置指定におけるフロー図 · · · · · · ·	道-19
6 道路位置指定に係る関係法令 · · · · · · ·	道-20
道路位置指定申請書様式 · · · · · · · · ·	道-22

昭和51年8月施行
平成5年4月改訂
平成21年1月改訂
令和2年6月改訂

1 建築基準法による道路の定義

都市計画区域内に建築物を建てるためには、道路は必要不可欠なものです。このため、建築基準法で道路と建築物の敷地について規定を設けています。

即ち、同法第43条第1項で建築物の敷地は、道路に2メートル以上接しなければならないとされ、又この道路とは、同法第42条第1項で次のとおり規定されています。

- (1) 道路法による道路(昭和27年法律第180号)
- (2) 都市計画法、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)、旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)、都市再開発法(昭和44年法律第38号)、新都市基盤整備法(昭和47年法律第86号)、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)又は密集市街地整備法(第6章に限る。以下この項において同じ。)による道路
- (3) 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第68条の9第1項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章の規定が適用されるに至った際現に存在する道
- (4) 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
- (5) 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

つまり、以上5種のうち、いずれかのものであることが必要で、このうち(1)から(4)までが一般にいわれる公道です。(5)が私道で指定道路と言われるものです。

2 道路位置指定とは

先に道路の定義で述べたように、道路には公道と私道があります。公道の場合は、一般的に行政庁が管理しているので支障がありませんが、私道の場合は個人等で管理をしなければなりません。この場合、所有権が個人等であるからといって勝手に建築物や門、塀等を築造したり廃止をされては、道路としての機能を発揮できません。

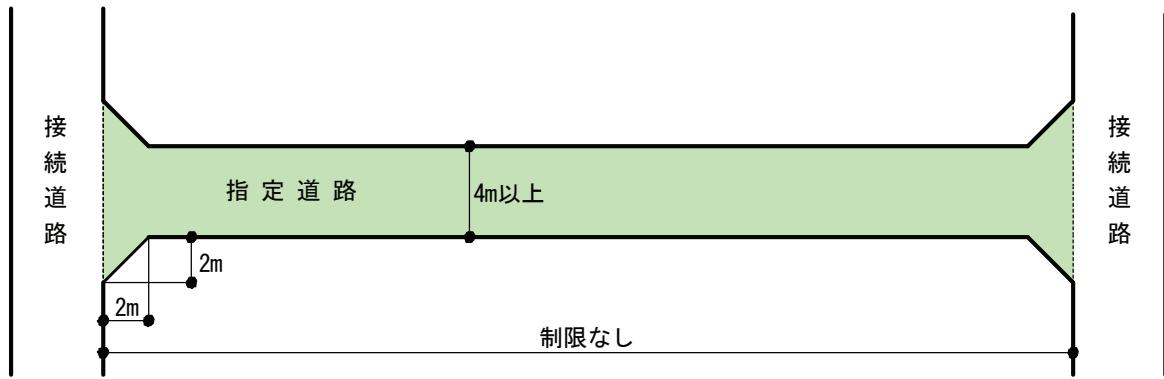
したがって私道を公道に準じた取扱いとして守るために、法的に規制する必要があります。そこで、この道を築造しようとする者は、築造した道を道路として特定行政庁または限定特定行政庁(鹿児島県出先機関の長、鹿児島市長、鹿屋市長、薩摩川内市長及び霧島市長の位置の指定(これは「道路」と認めるという意味)を受けなければなりません。これが、道路位置指定です。

3 指定の基準

建築基準法施行令第144条の4で指定道路に対する基準を次のように定めております。

(1) 両端が他の道路に接続したものであること。(第1項第1号)

■ 一般的な指定道路

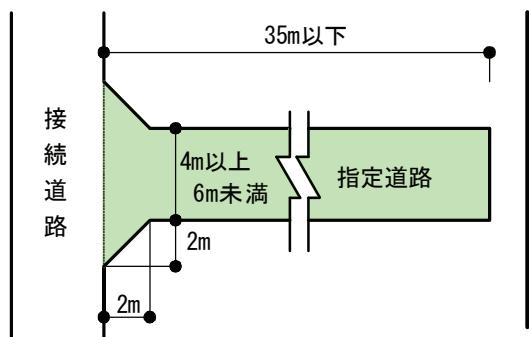


[図-1]

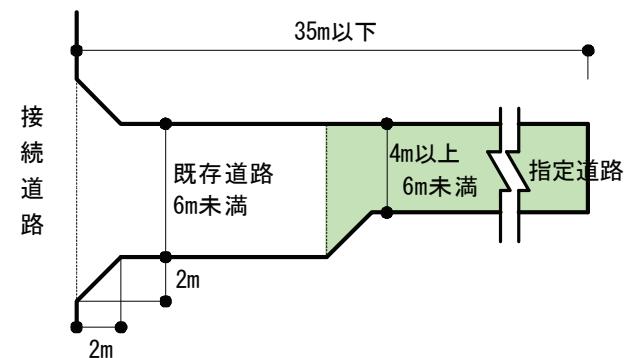
* ただし、次の(イ)から(ホ)のいずれかの場合は、一端のみが他の道路に接続した袋路状道路とすることができます。

(イ) 延長が35メートル以下の場合 (第1項第1号イ)

なお、既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する場合は、その既存道路部分を含んで接続道路までの延長が35メートル以下であること。

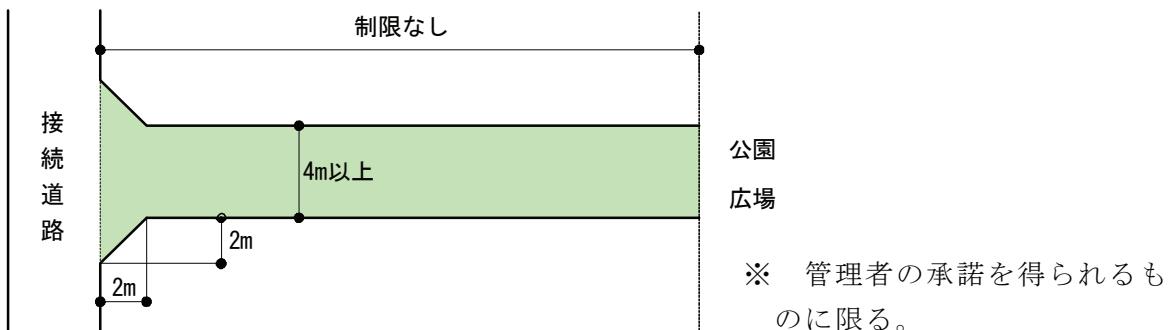


[図-2]



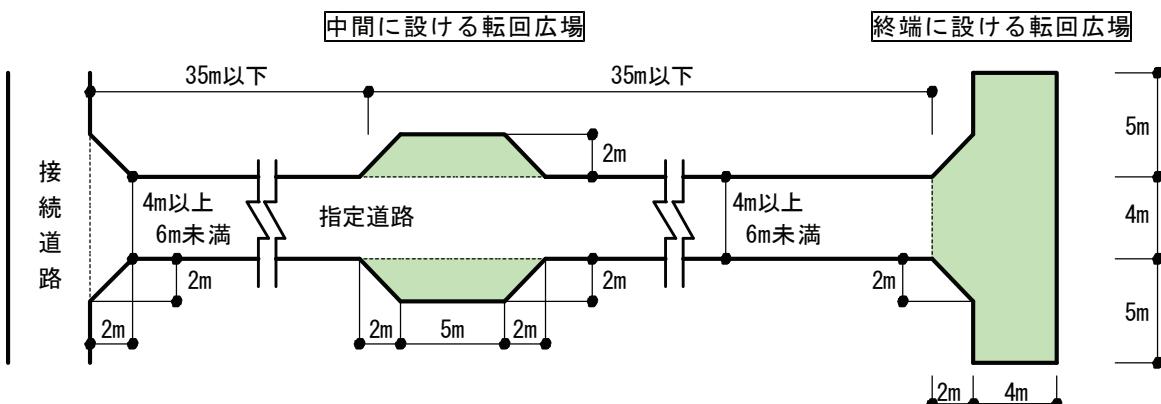
[図-3]

(口) 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合（第1項第1号口）

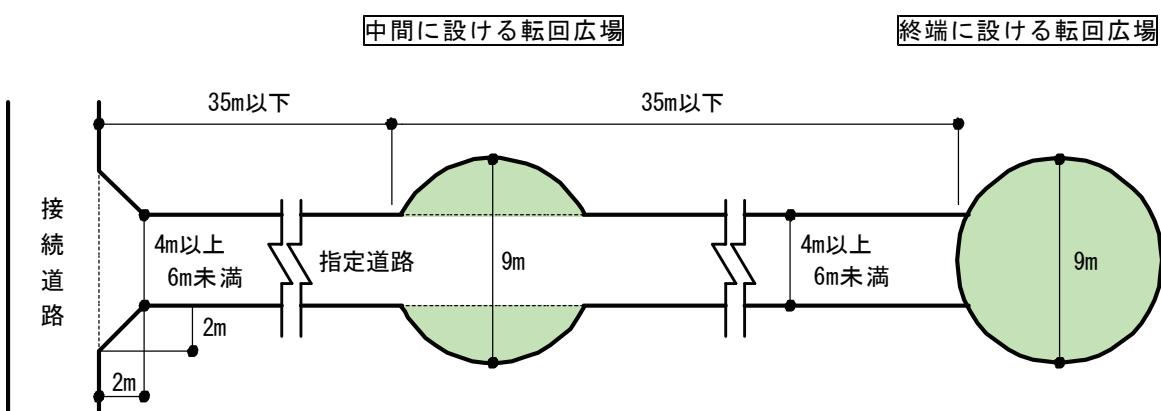


[図-4]

(ハ) 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合（第1項第1号ハ）



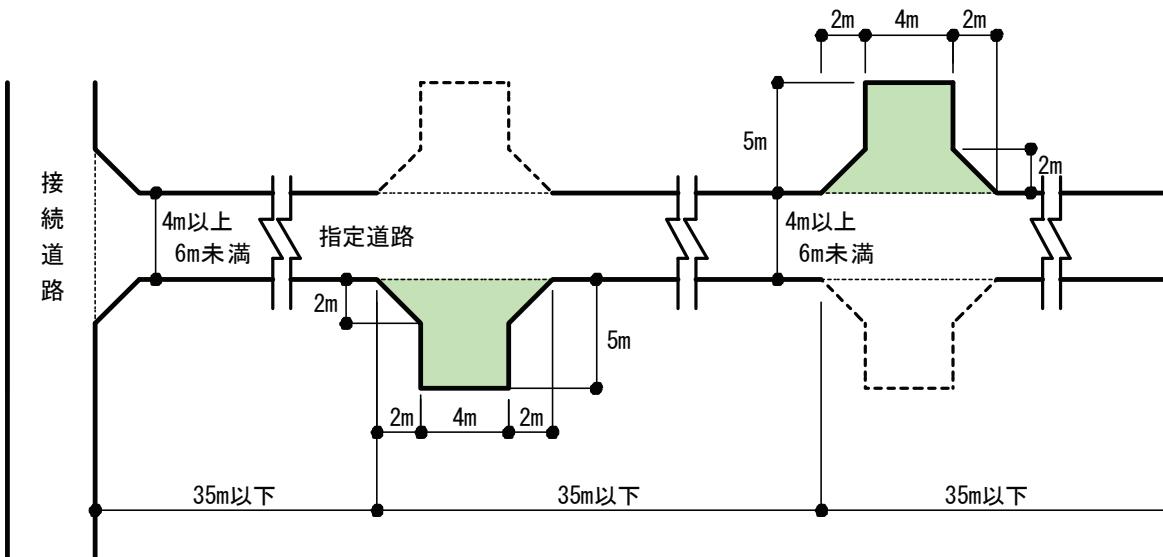
[図-5]



[図-6]

中間に設ける転回広場

中間に設ける転回広場

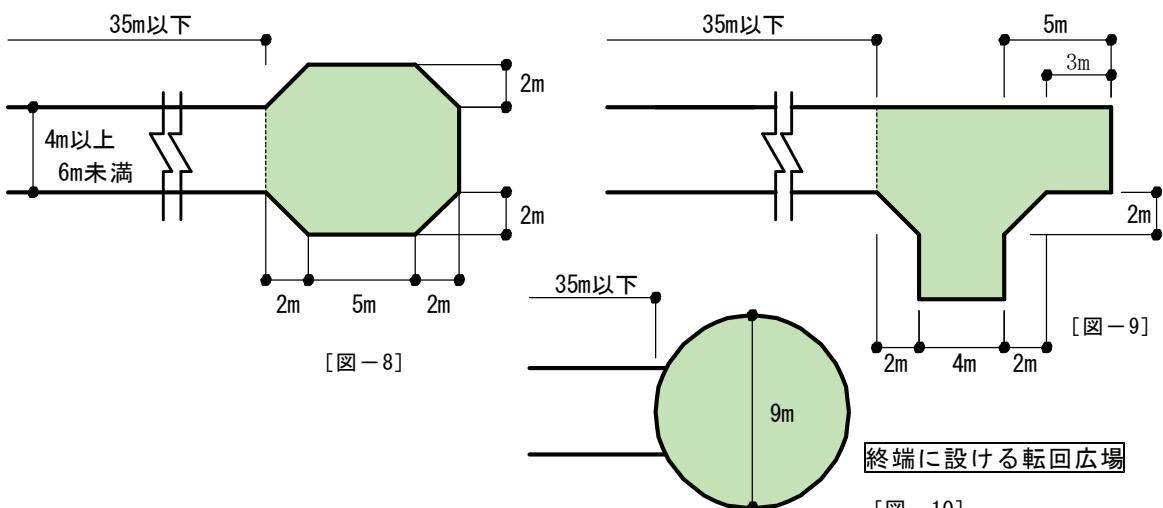


[図-7]

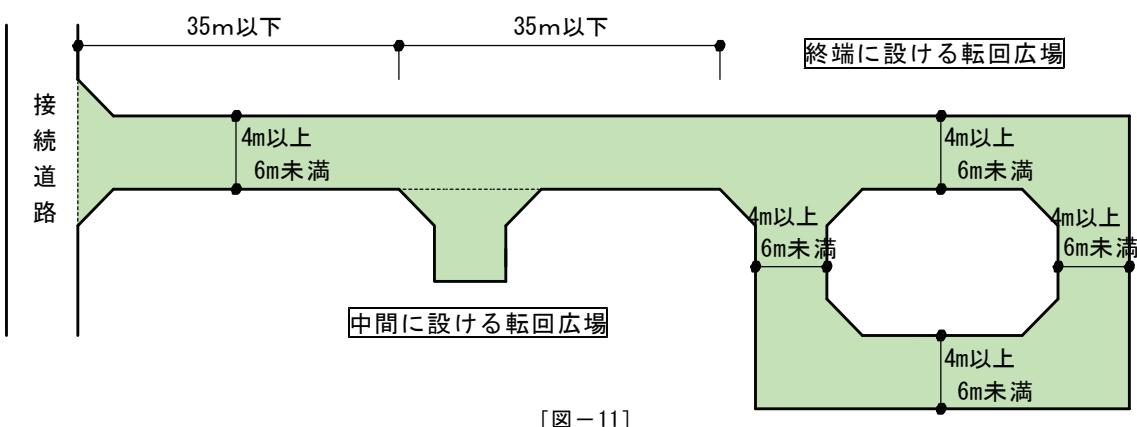
※ この場合は、交互又は一方その他について制限なし

終端に設ける転回広場

終端に設ける転回広場



[図-10]



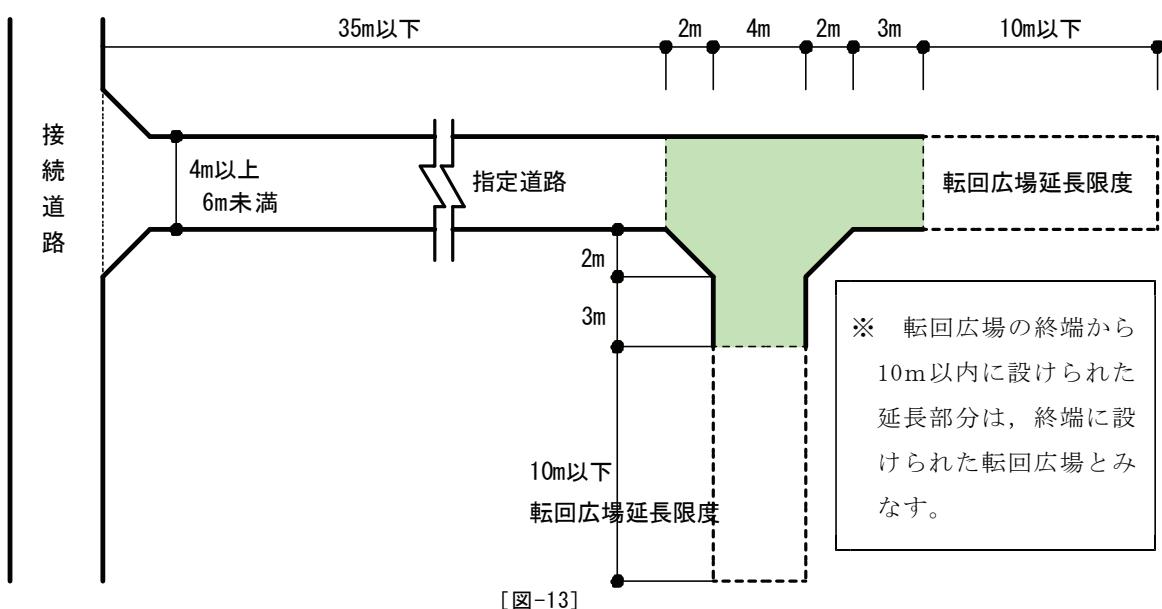
[図-11]

(二) 幅員が6メートル以上の場合（第1項第1号二）

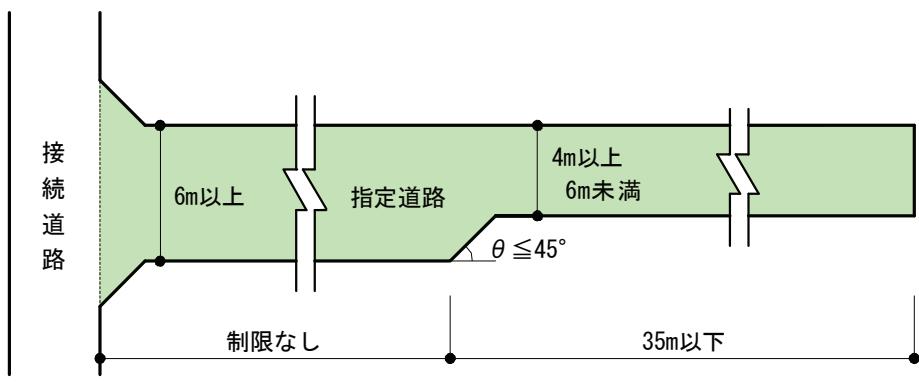


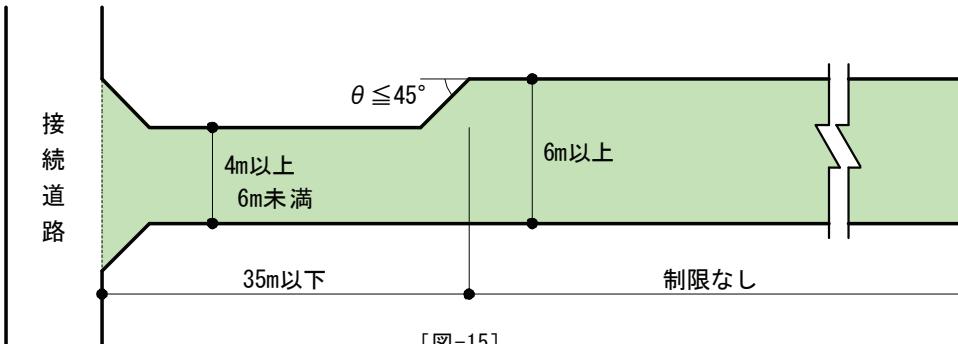
(ホ) (イ)から(ニ)に準ずるもので特定行政庁が周囲の状況により避難上及び通行の安全上支障がないと認めた場合（第1項第1号ホ）

終端に設ける転回広場



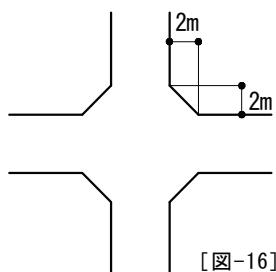
■ 幅員が異なる道に接続する場合



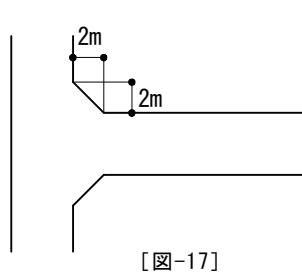


[図-15]

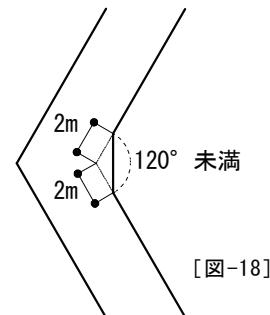
(2) 同一平面で、かつ内角120度未満で交差、接続又は屈曲する箇所には、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。(第1項第2号)



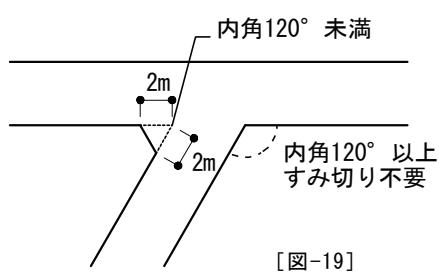
[図-16]



[図-17]



[図-18]

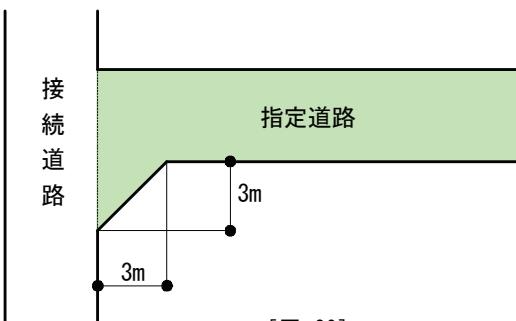


[図-19]

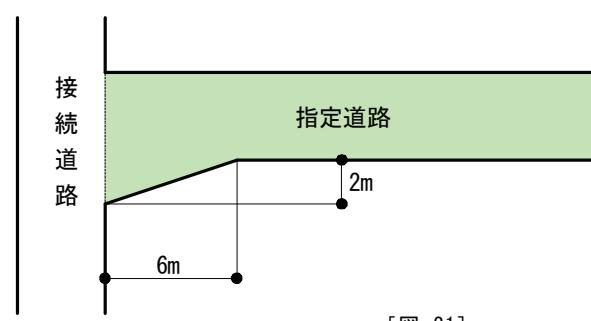
※ 屈曲等により交通の安全上支障が生じる場合の措置は、別途特定行政庁と協議すること。

[特定行政庁が周囲の状況により止むを得ないと認めた場合] (第1項第2号ただし書き)

■ すみ切りが両側に設置困難で片側だけ設置の場合

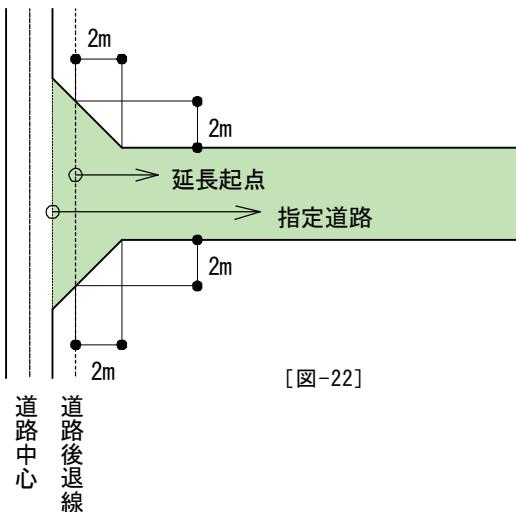


[図-20]



[図-21]

■ 接続道路が建築基準法第42条第2項による道路の場合

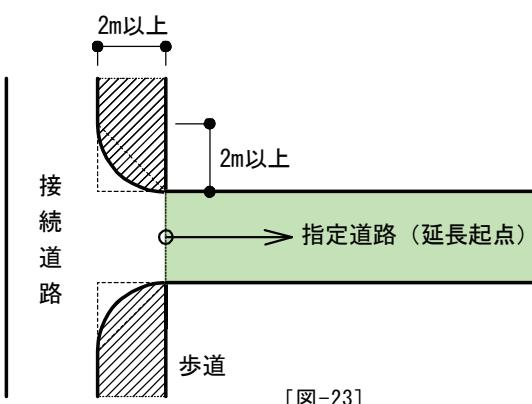


※ 関係機関の境界設定書を添付すること。

[図-22]

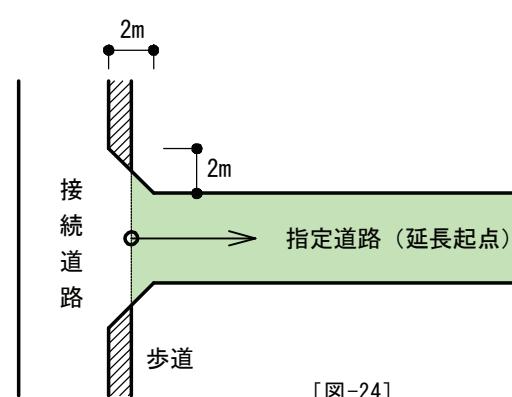
■ 接続道路に歩道がある場合（歩道を含めて2mのすみ切りを行う）

【歩道が2m以上の場合】



[図-23]

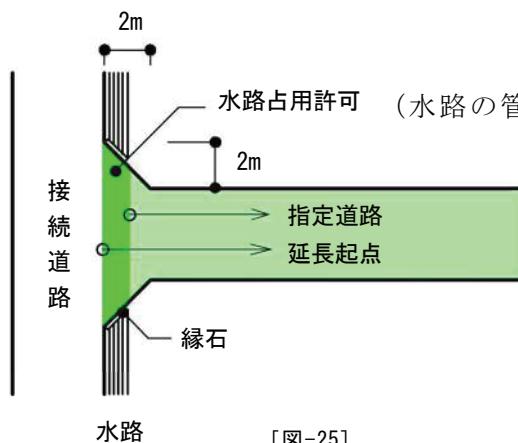
【歩道が2m未満の場合】



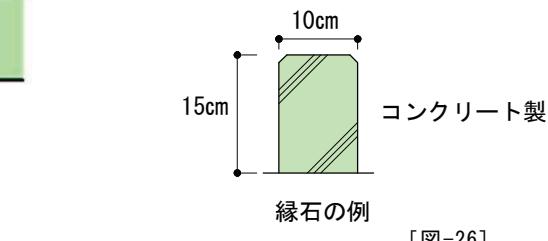
[図-24]

※ 接続する道路管理者の承諾書を添付すること。

■ 接続道路に水路がある場合

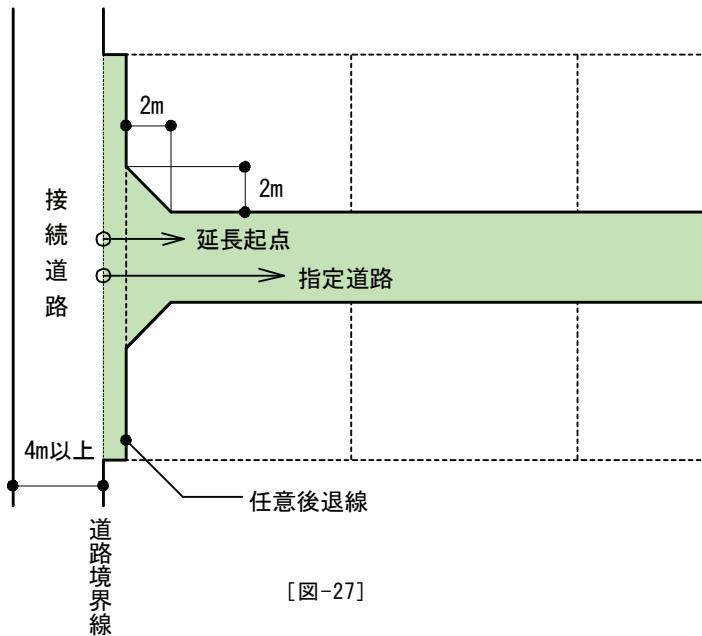


[図-25]



[図-26]

■ 接続道路から任意で後退する場合



[図-27]

(3) 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。(第1項第3号)

- 砂利敷（厚さ50mm以上），コンクリートまたはアスファルト舗装等とする。
- 舗装は防塵舗装以上とする。

(4) 縦断勾配が12%以下であり，かつ階段状でないこと。(第1項第4号)

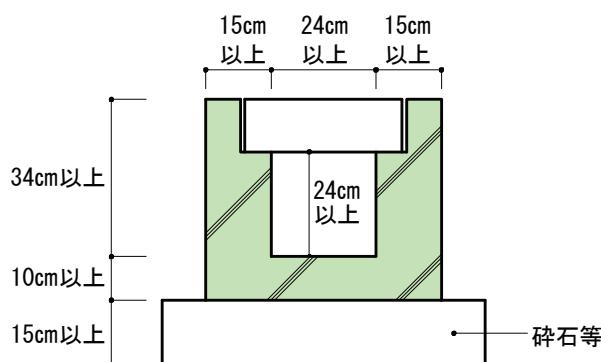
- 特定行政庁が避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は，現地の状況により判断するものとする。

(5) 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝，街渠その他の施設を設けたものであること。(第1項第5号)

- 側溝は原則として道の両側設置すること。ただし，次の条件を満たし排水上支障ないと特定行政庁が認めた場合は，片側でも認める。
 - (イ) 位置指定道路の片側及び突き当りに限り，宅地があること。
 - (ロ) 道及びこれに接する宅地内の雨水を対象とした流量計算書を添付すること。
 - (ハ) 道路の排水計画がなされていること。

■ 側溝の規格は、次を標準とする。

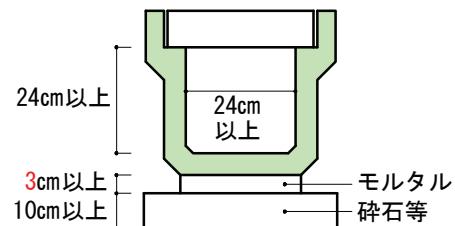
(イ) 鉄筋コンクリート現場打



[図-28]

(ロ) U型側溝（コンクリート2次製品）

- ・道路用プレキャスト鉄筋コンクリートU型側溝
- ・道路用プレキャスト鉄筋コンクリートU型側溝蓋



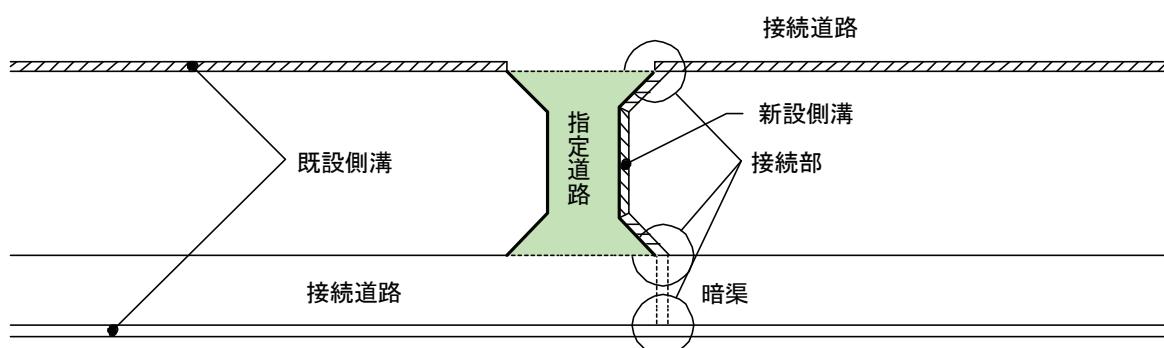
[図-29]

※ 落とし蓋を設置すること。

ただし、通行の安全上支障がないと特定行政庁が認めた場合はこの限りでない。

■ 流末処理について

(イ) 附近に接続可能な側溝があるとき



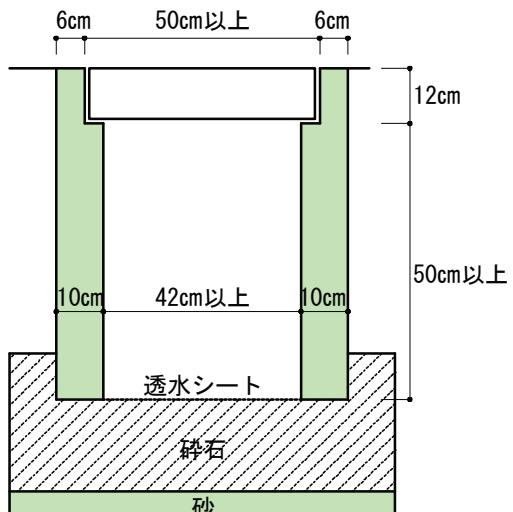
[図-30]

※ 上図の暗渠部分については、復旧を充分に行い事後の車両等の通行に支障のないようにすること。

なお、これらの接続に当たっては、道路法第24条（道路管理者以外のものが行う工事）、同法第32条（道路の占用許可）による道路管理者の承認、許可を受けること。

また、用水路に排水する場合は、管理者の承諾書を申請書に添付すること。

(d) 附近に接続可能な側溝がないときは柵を設置する。(鹿児島市は除く)



[図-31]

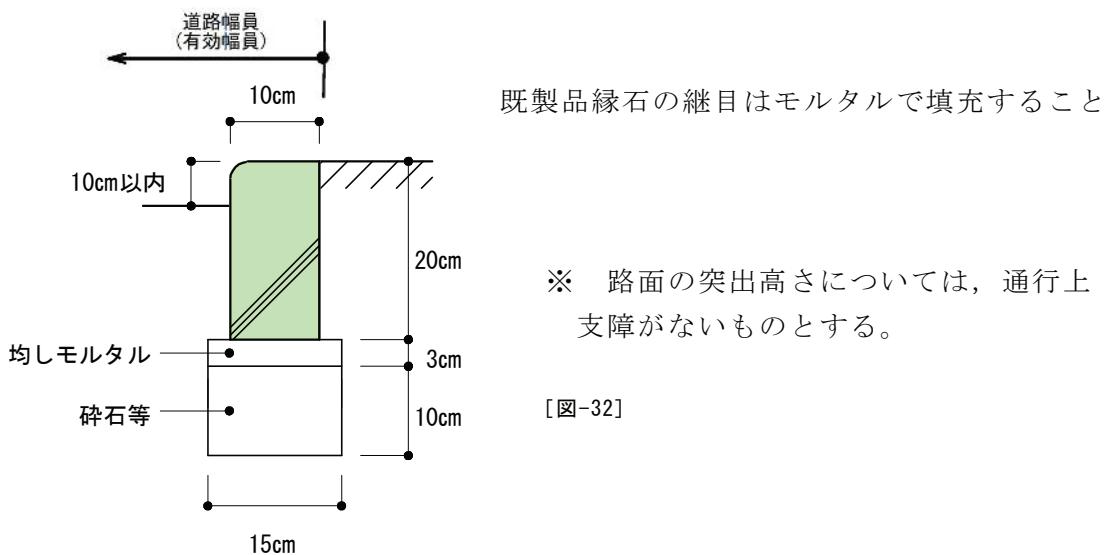
※ 柵は、通行車輛の圧力で破損しないよう鉄筋等により補強すること。

また、柵の位置は、既設道路の接続部に設け、側溝の延長が50mを超える場合は、50m毎に1ヶ所設ける。

(6) 道及びこれに接する敷地の境界を明確にするため境界線に沿って縁石等を設置する。ただし、側溝、擁壁、ブロック塀等で境界が明確なものは、縁石を設置する必要はない。

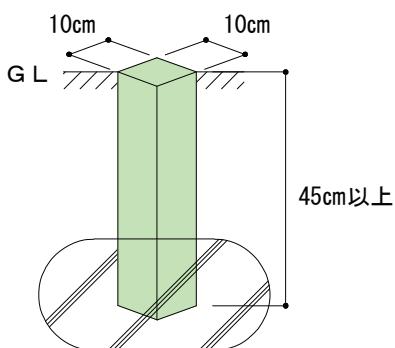
■ 構造は、コンクリート現場打ち、既製品縁石等とする。

■ 寸法は次を標準とする。



(7) 道の起点、交点、屈曲点、すみ切り部分及び終点には、耐久性のある標示杭等を設置すること。

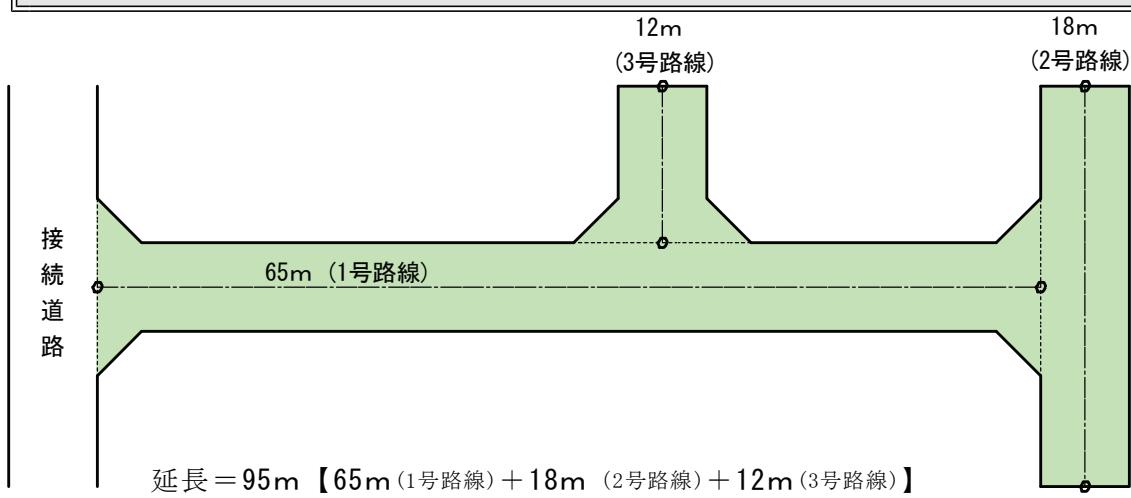
- 起点及び終点には、コンクリート製等耐久性のある標示杭を設置すること。
ただし、コンクリート等の側溝、縁石等があり、境界が明確にわかる場合は、標示ピンとすることができます。
また、指定道路を市町村に寄付する場合は、市町村の管理担当部局と協議の上、決定することができる。
- 交点、屈曲点及びすみ切り部分には、金属製の標示ピンを設置すること。
- 公道その他公有地との境界に杭を設置する場合は、公有地管理者の立会いを求めて境界を明確にすること。



※ 路面上の突出高さについては、通行上支障がないものとし、地下埋設部分は、左図のようにコンクリートで根巻を行い、抜けないように措置すること。

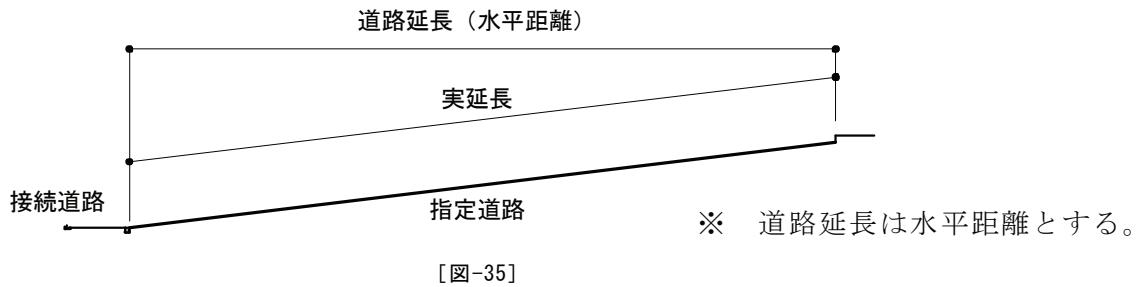
[図-33]

(8) 道路の延長は、道路中心線の長さの合計とすること。



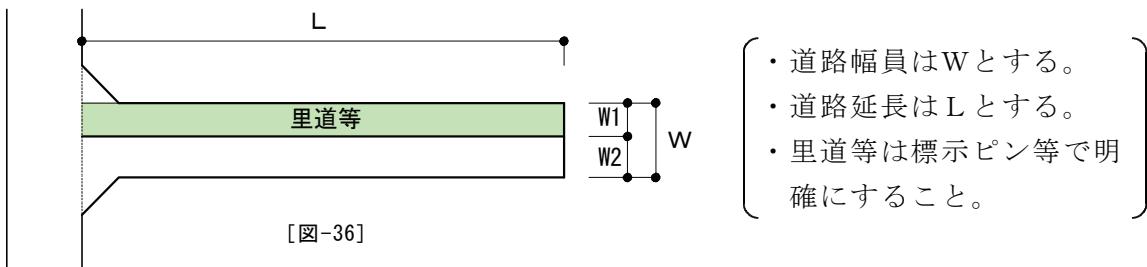
[図-34]

■ 指定道路に勾配がある場合

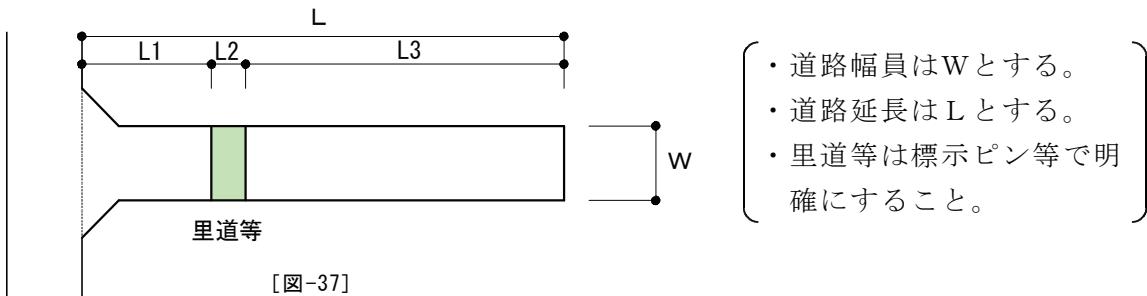


■ 里道等を含む場合

イ 縦断する場合



ロ 横断する場合



(9) 指定道路は、通行の安全を確保するため必要な措置を講じること。

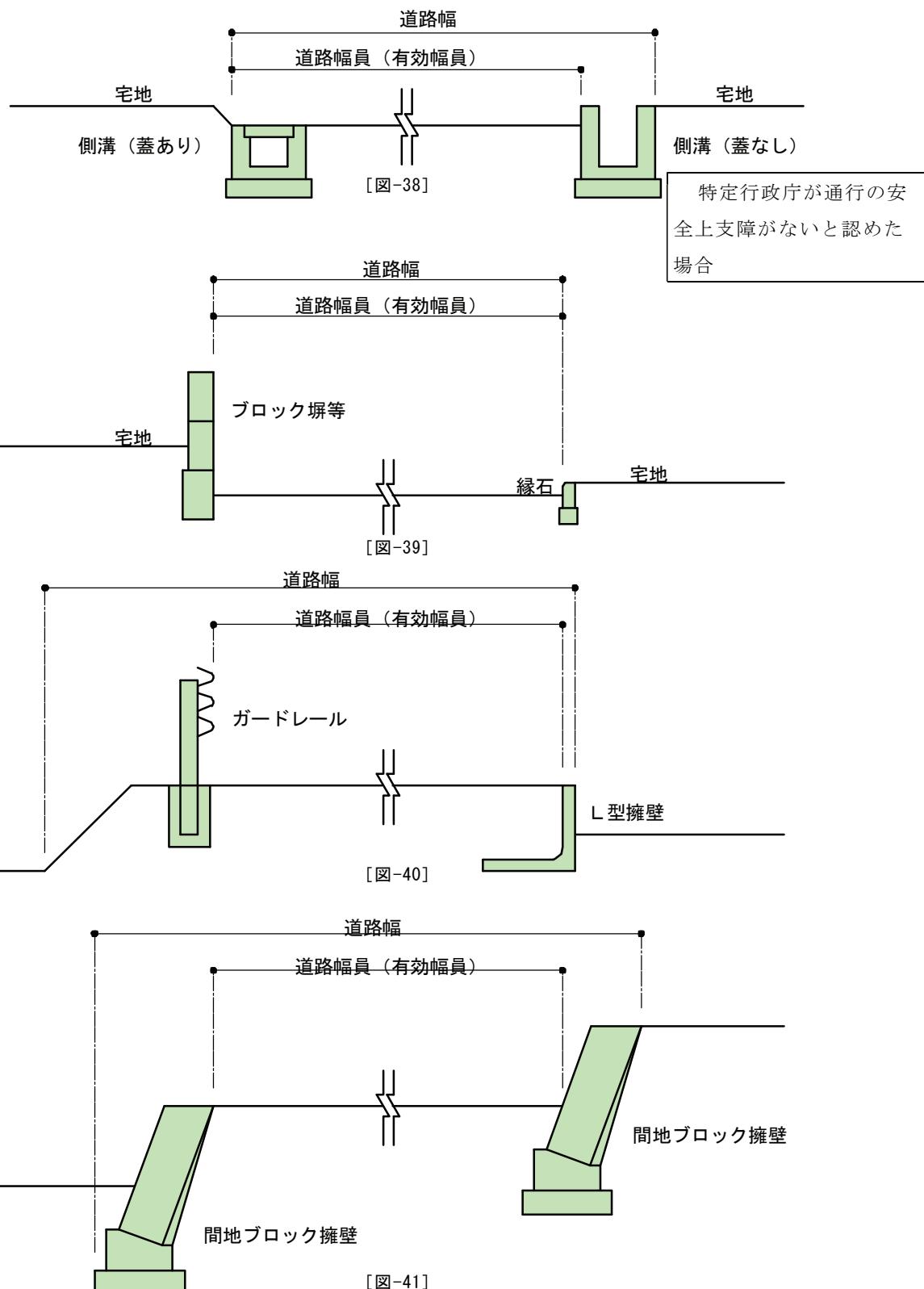
■ 道の側面が高低差(勾配が30度を超える場合に限る。)1.0mを超えるがけ上の場合は、ガードレールGr-C-2B又はGp-C-2B同等品以上を設置すること。

また、がけ下の場合は、危険ヶ所ののり面保護（石張り、芝張り、モルタル吹き付け等）を行うこと。

■ 指定道路の接続部分は、交通安全上問題のある場所（交差点の中、横断歩道附近、バス停付近、見通しが悪い箇所等）としないこと。

ただし、特定行政庁が通行の安全上支障がないと認めた場合は、現地の状況により判断する。

(10) 指定道路は幅員（有効幅員）4m以上とすること。



※ 位置指定を受ける道路幅員（有効幅員）内には、電柱・ガードレール等の工作物を設けないこと。

4 指定申請書類の記入要領

(1) 提出書類（廃止しようとする場合は除く）

順番	図書の種類	記載事項等	記入要領
1	道路位置指定申請書		<p>① 申請者（築造者）は、道路を築造しようとする者とする。</p> <p>② 申請代理人は、原則有資格者（建築士、行政書士）とする。</p> <p>③ 関係土地地名地番は、道路の位置指定を受けようとする土地を地番順に全て記入すること。</p> <p>④ 無地番の国有地を含む場合は、「～番地先里道の一部」や「～番地先水路の一部」と記載すること。</p> <p>⑤ 道路の幅員が一定でない場合は、最小幅員から最大幅員を記入すること。</p> <p>⑥ 道路の長さは、位置指定を受けようとする道路の起点から終点までの中心線で測った水平距離を記入すること。</p>
2	委任状	代理人が手続きを行う場合	① 代理人は、建築士又は行政書士とする。
3	誓約書	道路の部分及び道路に接する関係土地の所有権等を有する者の記名押印	<p>① 道路の部分の権利者（権利者の範囲は、所有権、地上権、賃借権、抵当権、永小作権、地役権、質権、先取特権等の権利を有する者とする。以下同じ。）及び道路に接する関係土地の所有権を有する者の氏名を記入し、押印すること。</p> <p>なお、計画に含まない関係土地については、道路の位置指定に関する説明を行うよう努めること。</p>
4	承諾書	道路部分となる土地の所有権等の権利を有する者並びに当該道を管理する者の承諾【指定があると、それが解除されるまでは、その土地は道路以外の使用が禁じられ、道路の部分の土地の所有者等は大きな影響を受けることになるので、予めその承諾を得ておくものである。】	① 承諾書を必要とする利害関係人は、指定を受けようとする道路の敷地となる土地の権利者並びに当該道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者とする。
5	境界設定、承認、許可の写し	指定を受けようとする道路が公道、公有水路に接続する場合	<p>① 流末処理を公道側溝に接続する場合は、道路管理者の承認書、許可書の写しを添付すること。</p> <p>また、河川、水路等に流す場合にあっては、管理者の承諾書の写しを添付すること。</p> <p>② 公道接続（国道、県道、市町村道、農道等）について、道路管理者との協議内容書又は境界確定調書の写しを添付すること。</p>
6	既存私道の所有者の接続同意	位置指定を受けようとする道路を既存私道に接続する場合の所有者又は管理者の同意	① 同意書の様式は任意とするが、「関係土地を他人に譲渡、借地等した場合においても、これを申し継ぐ」旨の文言を明記すること。

順番	図書の種類	記載事項等	記入要領
7	私設排水施設の接続同意	位置指定を受けようとする道路の排水施設を私設排水施設に接続する場合、その接続する土地及び私設の所有者の同意	① 同意書の様式は任意とするが、「関係土地を他人に譲渡、借地等した場合においても、これを申し継ぐ」旨の文言を明記すること。
8	道路計画図	作成要領は別表のとおり	① 作成者の住所、氏名を記入し、押印すること。 ② 図面には、通し番号を付番すること。
9	不動産登記法第14条地図または公図の写し	法務局備え付けの原図からの写し	① 公図の写しには、写した者の住所、氏名、転写年月日を記入し、押印すること。 ② 指定を受けようとする道路の位置を赤色で、関係土地を含んだ開発区域を緑線で明示すること。 ③ 申請の日から3ヶ月以内のものとする。
10	印鑑登録証明書	4及び6で同意をした者の印鑑登録証明書	① 申請の日から3ヶ月以内のものとする。
11	土地登記事項証明書	道路となる土地の土地登記事項証明書	① 位置指定を受けようとする道路部分は、それ以外の部分と分筆し、地目は『公衆用道路』とすること。ただし、形態上やむを得ない場合等は、『雑種地』とすることができます。 ② 申請の日から3ヶ月以内のものとする。
12	その他特定行政庁が必要と認める図書		① 指定を受けようとする道路の部分が、接続道路に側溝がない場合、又は、流末処理が困難な場合は、各人の敷地内で処理する旨の誓約書を添付すること。(鹿児島市は除く) ② 道路の部分を市町村に寄付採納の予定がある場合は、担当窓口との協議結果を添付すること。 ③ その他、各特定行政庁が必要と認める図書を添付すること。(各市町村の土地利用対策要領基準に適合している証(写し)等)

※ 各行政庁（県、鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、霧島市）で、提出書類及び様式等が異なりますので、詳細については指定を受けようとする行政庁に事前に確認してください。

〔別表〕道路計画図

順番	図書の種類	縮尺	記載事項	備考
1	付近見取図	1/2500 程度	1 方位 2 道路の位置 3 目標となる地物	
2	求積図・求積表	1/300 以上	1 道路部分及び関係土地を含んだ開発区域全体の面積 2 接続道路に中心後退がある場合は、その後退部分の面積	
3	計画平面図	1/300 以上	1 方位 2 土地の境界、地番、地目 3 指定を受けようとする道路の位置、形状、勾配、道路延長（水平距離）、実延長、幅員、計画高 4 土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名 5 計画区域内の宅地割、宅地の地盤高、擁壁の位置、構造 6 計画区域内外の側溝及び下水管の位置、寸法、排水流末処理の方法 7 がけ規制を受ける位置 8 標示杭、標示ピンの位置、各延長 9 指定を受けようとする道路に隣接する既存建築物の位置	① 指定を受ける道路の部分を赤線で、関係土地を含んだ開発区域を緑線でそれぞれ囲み、側溝の位置を青線で明示すること。 ② 道路の部分には、所有者、権利者の氏名を記入し、それぞれ印鑑登録済の印鑑で押印すること。 ③ 関係土地に高さ 2 m を超えるがけがある場合は、がけの影響線（2倍ライン）を図示すること。 ④ 関係土地に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の指定がある場合は範囲を明示すること。
	道路縦断図 道路横断図	1/200 以上	1 切土及び盛土の高さ 2 縦断面図、横断面図 3 道路延長（水平距離）、実延長	
	構造詳細図	1/50以上	1 横断面図 2 標示杭 3 排水施設（側溝、排水井） 4 付帯施設（ガードレール等） 5 輸送構成	

※ 各行政庁（県、鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、霧島市）で、提出書類及び様式等が異なりますので、詳細については指定を受けようとする行政庁に事前に確認してください。

(2) 申請書及び添付図書の提出部数

図書名	部数	正	副	備考
申請書	2	○	○	
承諾書	2	○	○	
誓約書	2	○	○	
各証明書	2	○	○	写し可
図面	2	○	○	
印鑑証明書	1	○		
土地登記事項証明書	1	○		

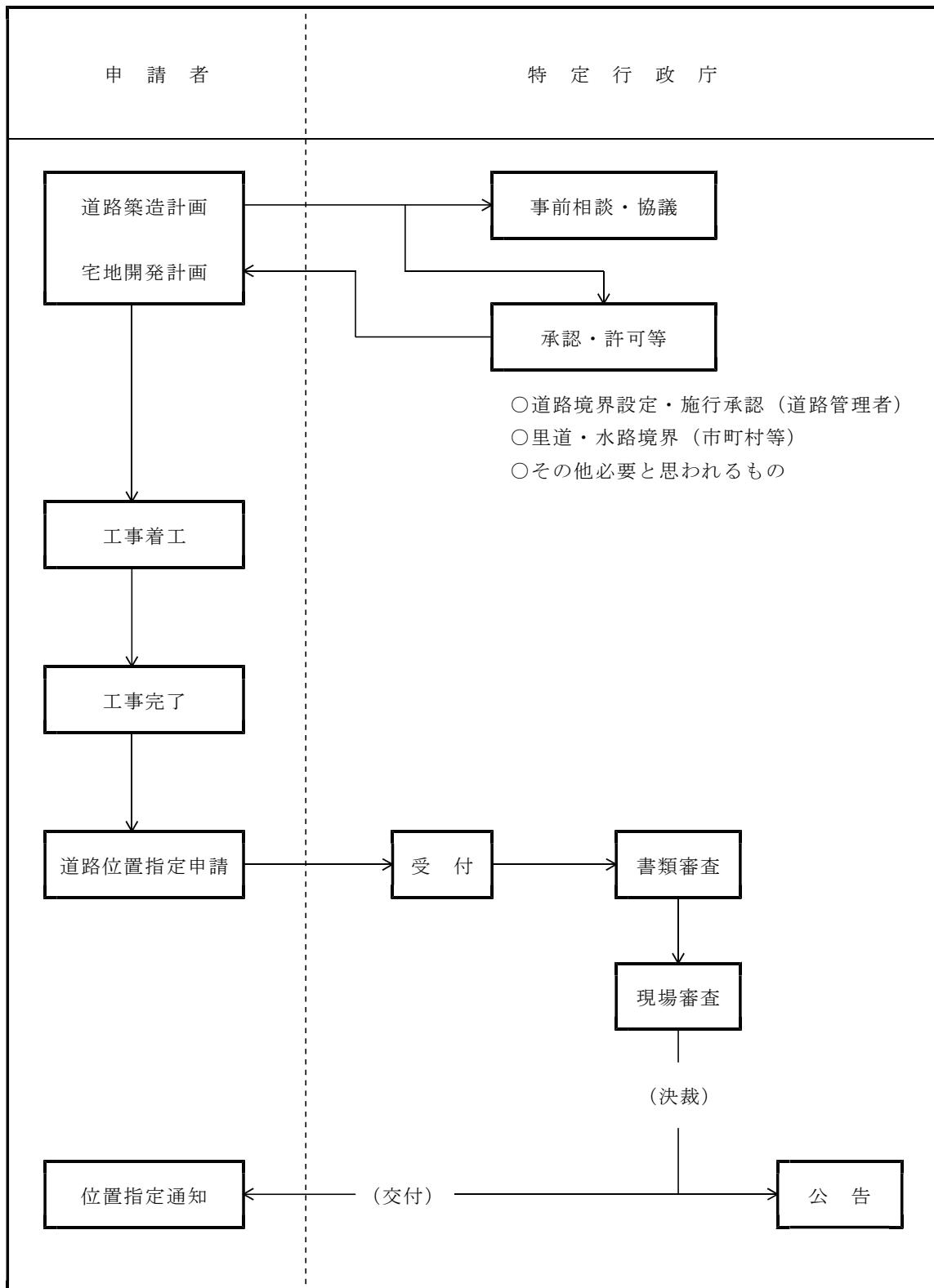
(3) 申請書の提出先等

(令和2年4月1日現在)

築造場所	申請書の提出先	指定を行う機関	申請手数料
鹿児島市	鹿児島市役所 建設局建築部建築指導課	同左	50,000円
鹿屋市	鹿屋市役所 建設部建築住宅課建築指導室	同左	50,000円
薩摩川内市	薩摩川内市役所 建設部建築住宅課	同左	50,000円
霧島市	霧島市役所 建設部建築指導課	同左	50,000円
上記以外の市町村	上記以外の市町村役場	<input type="checkbox"/> 各地域振興局建設部土木建築課 または各支所建築係 <input type="checkbox"/> 熊毛支庁建設部建設課建築係 <input type="checkbox"/> 熊毛支庁屋久島事務所建設課 <input type="checkbox"/> 大島支庁建設部建設課建築係 <input type="checkbox"/> 大島支庁徳之島事務所建設課	50,000円

※ 各行政庁（県、鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、霧島市）で、申請手数料の納付方法が異なりますので、詳細については指定を受けようとする行政庁に事前に確認してください。

5 道路位置指定におけるフロー図



6 道路位置指定に係る関係法令

建築基準法

(道路の定義)

- 第42条 この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員4m（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6m。次項及び第3項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。
- 一 道路法（昭和27年法律第180号）による道路
 - 二 都市計画法、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）、新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）又は密集市街地整備法（第6章に限る。以下この項において同じ。）による道路
 - 三 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第68条の9第1項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章の規定が適用されるに至つた際現に存在する道
 - 四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
 - 五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの
- 2 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第68条の9第1項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章の規定が適用されるに至つた際現に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離2m（同項の規定により指定された区域内においては、3m（特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、2m）。以下この項及び次項において同じ。）の線をその道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心線からの水平距離2m未満で崖地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該崖地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4mの線をその道路の境界線とみなす。
- 3 特定行政庁は、土地の状況に因りやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する中心線からの水平距離については2m未満1.35m以上の範囲内において、同項に規定するがけ地等の境界線からの水平距離については4m未満2.7m以上の範囲内において、別にその水平距離を指定することができる。
- 4 第1項の区域内の幅員6m未満の道（第一号又は第二号に該当する道にあつては、幅員4m以上のものに限る。）で、特定行政庁が次の各号の一に該当すると認めて指定したものは、同項の規定にかかわらず、同項の道路とみなす。
- 一 周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められる道
 - 二 地区計画等に定められた道の配置及び規模又はその区域に即して築造される道
 - 三 第1項の区域が指定された際現に道路とされていた道
- 5 前項第三号に該当すると認めて特定行政庁が指定した幅員4m未満の道については、第2項の規定にかかわらず、第1項の区域が指定された際道路の境界線とみなされていていた線をその道路の境界線とみなす。
- 6 特定行政庁は、第2項の規定により幅員1.8m未満の道を指定する場合又は第3項の規定により別に水平距離を指定する場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

(私道の変更又は廃止の制限)

- 第45条 私道の変更又は廃止によって、その道路に接する敷地が第43条第1項の規定又は同条第3項の規定に基く条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。
- 2 第9条第2項から第6項まで及び第15項の規定は、前項の措置を命ずる場合に準用する。

建築基準法施行令

(道に関する基準)

- 第144条の4 法第42条第1項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（法第43条第3項第五号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。）と/orすることができる。
- イ 延長（既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35m以下の場合
- ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
- ハ 延長が35mを超える場合で、終端及び区間35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合
- ニ 幅員が6m以上の場合
- ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
- 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合は除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ2mの二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
- 四 縦断勾配が12%以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。
- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。
- 3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

建築基準法施行規則

(道路の位置の指定の申請)

- 第9条 法第42条第1項第五号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下この条において「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第144条の第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

建築基準法施行細則

指定を受けようとする各行政庁の建築基準法施行細則を確認してください。

- 鹿児島県建築基準法施行細則
- 鹿児島市建築基準法施行細則
- 鹿屋市建築基準法施行細則
- 薩摩川内市建築基準法施行細則
- 霧島市建築基準法施行細則

第15号様式(第16条関係)

正

道路(位置)指定(指定変更, 全部(一部)廃止)申請書

建築基準法第42条第 项第 号に規定する道路(の位置)の指定(指定の変更, 全部(一部)の廃止)を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は, 事実に相違ありません。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名 印
 [法人にあっては, 主たる事務所の
所在地, 名称及び代表者の氏名]
 電話番号 ()

※ 手数料欄
鹿児島県収入証紙を貼り付けること
(道路の位置の指定, 位置の指定の変更又は廃止の場合のみ)。なお, 消印はしないこと。

1 築造者住所氏名		電話 ()		
2 関係土地地名地番				
3 申請理由				
4 道路築造の時期		着工 年 月 日	完了 年 月 日	
5 申 請 の 要 旨	図面中の符号	道路の幅員	道路の長さ	関係土地の地番
	合 計			
6 その他の関係事項				
※市町村受付欄		※地域振興局・支庁受付欄	※指定欄	※公告欄
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	第 号	第 号	
係員印	係員印	係員印	係員印	

注 1 ※印のある欄は記入しないでください。

2 数字は算用数字を, 単位はメートル法を用いてください。

3 氏名を自筆で記入したときは, 押印を省略することができます。

第15号様式(第16条関係)

副

道路(位置)指定(指定変更、全部(一部)廃止)通知書

※ 指 定 通 知 欄	建築基準法第42条第 <input type="text"/> 項第 <input type="text"/> 号に規定する道路(の位置)の指定(指定の変更、全 部(一部)の廃止)をしたので通知します。 殿(様)				
			指 定 番 号	第	号
	指定年月日		年	月	
	鹿児島県知事		印		
1 築造者住所氏名	電話 ()				
2 関係土地地名地番					
3 申 請 理 由					
4 道路築造の時期	着工	年	月	日	
完了	年	月	日		
5 申 請 の 要 旨	図面中の符号	道 路 の 幅 員	道 路 の 長 さ	関係土地の地番	
		合	計		
6 そ の 他 の 関 係 事 項					

- 注 1 ※印のある欄は記入しないでください。
 2 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

第16号様式(第16条関係)

誓 約 書

指定道路幅員を常に維持し、管理すると共に建築物及び工作物をこの道路に突き出して築造しません。このことは、関係土地を他人に譲渡、借地等の場合においてもこれを申し継ぎます。

上記のとおり誓約いたします。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

土 地 所 有 者 及 び 権 利 者

住 所	氏 名	印

第17号様式(第16条関係)

承諾書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定について承諾いたします。
道路の敷地となる土地の所有者及び管理者にあっては、関係土地を将来にわたり道路の位置の指定を受ける際の基準に適合するよう管理いたします。このことは、関係土地を他人に譲渡等の場合においても、これを申し継ぎます。

鹿児島県知事 殿

承諾年月日	関係土地の地番	土地所有者の住所氏名	印
承諾年月日	関係土地の地番	土地権利者の住所氏名	印
承諾年月日	関係土地の地番	土地管理者の住所氏名	印

注1 この承諾書は、申請書、通知書とともに1通ずつ添付してください。

2 承諾者印は、印鑑登録済の印鑑を押印し、印鑑証明書(各人1通)を添付してください。